

様式第2（第3条関係）（平7総府令30・平12総府令94・令2環省令9・一部改正）

（表）

国内希少野生動植物種捕獲等従事者証 （緊急指定種）			
第	号		
年	月	日	
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
環 境 大 臣 印			
住	所		
氏	名		
捕獲等許可証の番号			
法 人 の 名 称			
種	名		
（卵にあっては、その旨） 及び種名			
数	量		

(裏)

目	的	
区	域	
方	法	
条	件	

- 注意 1. 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
2. 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

備考 従事者証の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。